

業務指示書

ガーナ国LBTによる瀝青表面処理工法開発プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月18日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月24日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画、設計、施工監理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地方道路整備）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画
- 2) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路舗装】

- 1) 類似業務の経験：舗装設計・施工監理
- 2) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月4日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

第2の5.(5) 試験施工および機材に係る経費、及び、第2の6.(15) 第三国研修に係る経費

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(GHS1 = 31.642 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月10日(木) 14:00～16:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部(麹町)1階 109会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地方道路整備
道路舗装

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月24日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ガーナ国LBTによる瀝青表面処理工法開発プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地方道路整備	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路舗装	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ガーナの全国道路網（総延長約 64,426Km）は、道路行政上、幹線道路（12,786km）、都市道路（10,650km）、地方道路（42,190km）の3種類に分けられ、道路省（Ministry of Roads and Highways）の監督の下、それぞれガーナ道路公団（Ghana Highway Authority）、都市道路局（Department of Urban Roads）、地方道路局（Department of Feeder Roads、以下「DFR」）により管理されている。DFRが所掌する道路網は土道 14,943km、砂利道 25,022km、簡易舗装（瀝青表面処理）2,225km から構成されており、DFR が所掌する道路網全体で道路状況が「Good」あるいは「Fair」と評価される割合は 69%と、その整備状況は概ね良好である。

他方、公共事業の実施による地元住民への雇用機会の創出は、ガーナの政治・政策上の課題であり、道路セクターに関しては 1986 年から 2000 年まで同国は世界銀行、国際労働機関（ILO）、国連開発計画（UNDP）等の支援の下、労働集約型工法（Labour Based Technology、以下「LBT」）による道路整備プログラムを実施し、約 30 百万米ドルを投じて 5,400km におよぶ砂利道および土道等のリハビリを実施した。DFR は対象地域の経済社会状況等を考慮した上で選択的に LBT を砂利道および土道の改修・補修に適用しており、2011 年時点では 29 百万セディ（約 8.7 百万米ドル）の予算が全 10 州で 39 案件（総延長 402.5km）に対して配布されている。また、DFR は、米国国際開発庁（USAID）とデンマーク（DANIDA）の支援を受け、1994 年に東部州のコフォリドゥアに LBT による道路整備のための訓練センター（Koforidua Training Centre、以下「KTC」）を設置し、施工業者のトレーニングプログラムを実施してきた。KTC は現在では道路省の直轄組織として LBT のみならず道路整備全般に係る教育訓練機関として機能している。

ガーナ政府は中期国家開発政策枠組み“Mid-Term National Development Policy Framework (MTNDPF): Ghana Shared Growth and Development Agenda (GSGDA II): 2014-2017”において、村落部における道路建設および維持管理に LBT を活用することにより道路網改善とともに雇用創出を図るとしている。また、同政府は、労働集約的公共事業（Labour Intensive Public Work）政策の国会承認を得るべく準備中である。

DFR は村落道路網の約 6 割を占める砂利道を瀝青表面処理により簡易的に舗装し、車両通行や降雨等に伴う碎石の散逸を抑えるとともに雨水浸透を防止し、ライフサイクルコストの縮減を図りたいとしている。しかしながら、村落地域における施工業者は概して規模が小さく、表面処理工を請け負うには施工能力や保有機材等で制約が大きい。したがって、小規模業者が地元住民を雇用して表面処理を行うことのできる工法を開発し、ひいては村落地域の雇用促進に貢献していくことが DFR の課題であり、ガーナ政府は本プロジェクト実施に係る技術協力を我が国に要請した。

本プロジェクトは 2015 年 8 月に JICA と先方政府とで署名・交換した討議議事録（Record of Discussion: R/D）に基づき実施されるものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

LBT による瀝青表面処理工法の本格適用に向けた取り組みがなされる

(2) プロジェクト目標

ガーナ東部州における試験施工を通じ LBT による瀝青表面処理工法が確立する

(3) 期待される成果

成果 1： LBT による瀝青表面処理に関する課題が明らかになる

成果 2： 試験施工計画（場所、予算、資機材、人員、材料等の確保、適切な実施時期等）を作成する

成果 3： LBT による瀝青表面処理工法のガイドライン（以後「ガイドライン」という）が策定される

(4) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

1-1 カウンタパート（以下「C/P」という）である DFR の組織、能力、人員配置、予算等の情報を収集・分析する

1-2 ガーナにおける簡易舗装の技術基準・設計指針に関する情報を収集する

1-3 DFID、South Africa Highway Authority など既存の類似技術基準をレビューする

1-4 骨材などの主要な材料の調達先・価格等を検討・確認する

1-5 主要な材料の性状をそれぞれ定められた検査方法に従って検証する

1-6 ガーナの村落道路の維持管理およびリハビリに係る設計・調達方法を確認する

1-7 ガーナにおける舗装工事の品質管理体制を確認する

1-8 ガーナにおける村落道路の維持・管理体制を確認する

1-9 ガーナにおける LBT による瀝青表面処理工法の課題を報告書にまとめる

【成果 2 に係る活動】

2-1 試験施工計画（場所、予算、資機材、人員、材料等の確保、適切な実施時期等）を作成する

2-2 必要な材料試験を行う

2-3 試験施工を通じ工学的な要求事項（材料、施工方法、品質管理方法等）を確認する。

2-4 試験施工を通じ計画・管理面の要求事項（適用区間、予算、普及戦略等）を確認する。

2-5 歩掛に係るデータを収集する。

2-6 LBT による瀝青表面処理工法の適用範囲・条件を決める

2-7 安全管理に関する事項を決める

2-8 上記を報告書にまとめる。

2-9 上記作業を通じた OJT を実施する。

【成果 3 に係る活動】

3-1 試験施工の結果をレビューし、ガイドラインの内容を決定する

3-2 ガイドラインのアウトラインを双方で合意する

3-3 ガイドライン（案）の作成

3-4 ガイドライン（案）に従って、二回目の試験施工を実施する

3-5 二回目の試験施工の結果に基づいて、ガイドライン（案）を修正する

3-6 上記各活動を通じた、OJT を実施する

(5) 対象地域

DFR 本部（所在地：アクラ）を拠点とし、試験施工については KTC が所在する東部州における村落道路を対象とする(対象道路はプロジェクト開始後に決定)。

(6) 実施機関

実施機関： 道路省地方道路局（Department of Feeder Roads, Ministry of Roads and Highways）

(7) 協力期間

2015 年 10 月～2017 年 9 月（3 年間）

3. 業務の目的

「LBT による瀝青表面処理工法開発プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D（Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2015 年 8 月 17 日に JICA が道路省および DFR と署名・交換した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、以下に述べる LBT による表面処理工法に係る試験施工を含むプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(2) LBT による表面処理工法に係る試験施工

LBT による表面処理工法に係る試験施工は計 2 回（ガイドライン案策定及びその検証にそれぞれ 1 回）の実施を予定している。3 年間のプロジェクト期間のうち第 1 年次については、試験施工に係る準備作業として、情報収集、機材調達、試験施工計画策定等を行い、第 2 年次、第 3 年次に試験施工をそれぞれ 1 回実施することを想定している。試験施工の具体的なスケジュールについては、5 月～6 月の小雨期及び 9 月～10 月の大雨期等も考慮の上検討する。

対象道路区間については、PDM における先方の投入要素「DFR to select roads at sub-base level」と記載のあるとおり、DFR が在来の砂利道から選定する予定である。コンサルタントは試験施工対象道路の路盤等の具体的な構造設計等を行い、対象区間の砂利道を整正し碎石補充した上で、表面処理の試験施工を行うことを想定している。なお、路床土の強度等に応じた路盤の設計手法は DFR は既にノウハウ

が有しているとして、本プロジェクトによる工法開発の対象としていない。

(3) 試験施工に係る JICA と DFR の役割分担

試験施工に係る費用に関しては、DFR との協議結果を受け、路盤の碎石補充および表面処理に係る費用は JICA が負担することとしている。近隣の村落からの単純労働者 (Workers) 雇用および施工監督者 (supervisor) についても同様に DFR 負担ということで PDM にて整理した。試験施工は本業務において再委託契約により施工業者に委託することにより実施することを想定しているが、supervisor は専門家チームと共同して施工監理に当たることとなる。しかしながら、先方よりアサインされる職員レベルによっては OJT により訓練対象となることもあり得る。

なお、試験施工という性質に鑑み、日・ガーナ双方とも設計・施工等に係る瑕疵担保責任を負わないことを R/D にて確認済みである。

(4) OJT、セミナー等の対象者

ガーナ政府は現在地方分権化を推進しており、これを意識して DFR 並びに道路省は地方事務所等への権限委譲及び地方事務所のエンジニアの能力強化を進めている。本プロジェクトは DFR 本部を拠点とし、KTC が所在する東部州における村落道路を主な対象とするが、試験施工 OJT やセミナー実施に際しては DFR 側と調整した上で、東部州に加え他州事務所のエンジニア等の参加も積極的に募ることとする。

(5) 試験施工および機材に係る経費の見積り

試験施工に係る具体的な道路延長については、DFR と取り決めを行っていないが、トータルで数 km の規模感が想定される。LBT による瀝青表面処理工はこれまでガーナにて実績のない工事であるため、現段階で、試験施工の数量や単価を確定させることは困難であり、見積書作成に当たっては、試験施工 2 回分を現地再委託で実施することを想定して暫定的に 4000 万円を別見積りとして計上すること。なお、一般業務費等を用いてコンサルタント直営により試験施工を実施することも可とするが、この場合も該当経費 4000 万円分を別見積りとして計上すること。

同様に 6. (13) にて供与機材として調達する機材については、本業務で実施する現段階では調達予定機材の仕様等が定まっておらず、概算金額を確定することが困難である。よって見積書作成に当たっては、機材調達・管理ガイドライン (2015 年 7 月版) に定める限度額 1500 万円を別見積りとして計上すること。

(6) 南アフリカ等における先行事例調査

LBT ベースでの表面処理工法は南アフリカで先行事例があり、同国には骨材散布用の「Chippy」と呼ばれる手押し車を販売する会社も存在する。また、2012 年の詳細計画策定調査時に DFR は南アフリカでの第三国研修を要望していた経緯があるため、本業務においては、南アフリカ等における LBT による同工法の技術状況および研修可能性等に係る調査を、試験施工計画を作成する前に実施する。

(7) LBT 道路整備に係る訓練機関および住民参加

KTC は LBT による砂利道や小規模ダム建設等の訓練を担う道路省直属の機関で

あり、アクラより車で約2時間のコフォリドゥア市に位置する。LBTによる伐開除根から砕石路盤、道路排水設備の整備等に至るまでの一連の道路建設作業に係るパイロットサイトをKTCは近隣2ヶ所に有している。サイト周辺住民はLBT道路事業への参加経験があり、本案件にて実施予定の試験施工のサイトの候補の一つとして挙げられるものと思われるため、事前にDFR並びにKTCと調整を図ることが望ましい。

(8) 試験施工時の安全対策

試験施工やOJTにおいては、「安全管理/環境配慮」団員を配置し、安全を最優先に実施することとする。工事を実施する作業員並びに施工監理に携わるC/P自身に加え、通行する車・歩行者に対しても安全に十分留意し、C/Pの安全意識が醸成されるよう指導する。

瀝青表面処理工事の実施に際し常温のアスファルト乳剤の他に、揮発油を用いたカットバックアスファルトや高温アスファルト合材も試験対象の一つとして想定される。従って、安全面から非熟練労働者の雇用が適切ではない工事内容が含まれる可能性もあり、この点は慎重に検討する。

(9) ジェンダー等への配慮

本プロジェクトは、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みをプロジェクト活動の一環として組み入れることを検討すべきとしてジェンダー活動統合案件に位置づけられているため、試験施工等の際の労働者等の雇用に当たってはジェンダーバランス等に配慮するとともに、ガイドライン作成に当たっては、ジェンダー及び貧困等への配慮事項を検討する。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。

(1) ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画、Monitoring Sheet Ver 1. (案)等を作成し、これらをワークプラン(英文)に取りまとめ、DFR、KTC、道路省等のガーナ側関係者と協議し、必要に応じ修正した上で合意する。

(2) PDM (Project Design Matrix) の指標の設定

R/Dに添付のPDMに記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標につき、本プロジェクト開始後3ヶ月を目途に既存の資料、データのレビュー及びC/Pと協議を行う。なお、指標の目標値、基準値が未設定の項目の具体的な数値の設定、必要に応じた項目の追加、変更等については、事前にJICAと協議を行い、同意を得た上で、ガーナ側と協議する。

【成果1に係る事項】

(3) C/Pの組織、能力、人員配置、予算等の情報収集・分析(活動1-1)

DFR および KTC の組織、能力、人員配置、予算等の情報を収集・分析し、試験施工、OJT 等のプロジェクトの活動計画に反映させる。

(4) 簡易舗装の技術基準・設計指針に関する情報収集 (活動 1-2、1-3)

砂利道建設や簡易舗装工法に係るガーナ国内の技術基準・設計指針等の情報を収集し、同国で入手可能な材料、自然条件、交通条件などの現地事情を把握し、LBT で同種の工法を適用する際の前提条件等を明らかにする。合わせて他国における LBT による簡易舗装の類似技術基準を収集し内容をレビューした上で、本案件で行う試験施工計画策定の際の参考とする。これに加えて、南アフリカ等における LBT による同工法の先行事例および研修可能性等に係る調査を実施する。

(5) 骨材などの主要な材料の調達先・価格等を検討・確認する (活動 1-4、1-5)

瀝青材料及び骨材等の入手可能性を把握するために、主要な材料の調達先・価格等を検討・確認する。また、使用予定の主要な材料の性状を検査する。

(6) ガーナの村落道路の維持管理およびリハビリに係る設計・調達方法の確認及び舗装工事の品質管理体制の確認 (活動 1-6、1-7)

土道、砂利道、簡易舗装等のガーナの村落道路の維持管理・リハビリに係る設計・調達方法を確認し、試験施工計画に反映する。ガーナにおける舗装工事の品質管理体制をコントラクターの管理および発注者側による施工監理状況についても併せて確認する。

(7) ガーナにおける村落道路の維持・管理体制を確認する (活動 1-8)

村落道路の維持・管理体制を確認の上、主として瀝青表面処理を行った道路に係る維持管理管理上の課題を整理する。

(8) ガーナにおける LBT による瀝青表面処理工法の課題を報告書にまとめる (活動 1-9)

上記 (3) から (7) の検討結果とともに、ガーナにおける LBT による瀝青表面処理工法の課題を抽出の上、プロジェクト業務進捗報告書 1 として報告書にまとめる

【成果 2 に係る事項】

(9) 第一回試験施工計画 (場所、予算、資機材、人員、材料等の確保、適切な実施時期等) を作成する (活動 2-1、3-2)

本プロジェクトで予定する計 2 回の試験施工のうち、主としてガイドライン案策定を目的として以下を網羅する第一回試験施工計画案を作成して、DFR および JICA の同意を得る。なお、試験施工前の予備試験等の実施も可とするが、当該経費については本見積りに計上すること。

ア 試験施工サイト

イ 表面処理工種 (例: チップシール、オッターシール等) 及び試験代替案

ウ 資機材、材料等の調達

- エ コントラクター調達、労務者、監督者等の雇上
- オ 許認可及び日本側とガーナ側の役割
- カ 安全管理、環境配慮
- キ 概算事業費
- ク 工程（含む経時変化モニタリング）
- ケ On-the-Job Training
- コ ガイドライン案のアウトライン及び記載すべき事項
- サ ジェンダー・貧困配慮事項

（10）機材の調達

本プロジェクトでは試験施工に必要な以下機材を供与機材として現地ないし第三国にて調達することを想定している。コンサルタントは業務開始後、現地の状況を踏まえ、上記機材の仕様案を作成するとともに、業者、調達可能な機材、価格調査等を行い、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2015年7月版）」に定める限度枠内でコンサルタントが調達する機材を検討し、同枠内を超える分についてはJICAが直営で調達する方向で、機材調達を検討する。前者についてはJICAの承認を得た上で調達を行うとともに、後者については、JICA在外事務所等に対し、仕様書案作成、入札補助等の調達支援を行う。

- ア ローラー車
- イ アスファルト散布機
- ウ アスファルト加熱器
- エ トラクター
- オ 牽引トレーラー
- カ タンピングランマー
- キ チップ散布機
- ク 動的コーン貫入試験機

（11）第一回試験施工の実施（活動2-2、2-3、2-4、2-5、2-7、2-9）

（9）で作成した第一回試験施工計画に基づき、必要な材料試験（活動2-2）を行った上で試験施工を実施する。試験施工を通じて歩掛に係るデータを収集し（活動2-5）、LBTによる瀝青表面処理を行う上での工学的な要求事項（材料、施工方法、品質管理方法、安全管理等）を検討するとともに（活動2-3、2-7）、計画・管理面の要求事項（適用区間、予算、普及戦略等）を検討する（活動2-4）。上記作業を通じたOJTを実施する（活動2-9）

（12）第一回試験施工報告書の作成（活動2-6、2-8）

試験施工の結果を踏まえ、ガイドラインで定めるべきLBTによる瀝青表面処理工法の適用範囲・条件等を検討する（活動2-6）。その上で、第一次試験施工の結果をプロジェクト業務進捗報告書2として報告書にまとめるとともに（活動2-8）、試験施工結果を関係者内に周知し、第二回試験施工へのフィードバックを得るべくセミナーを開催する（参加者30名程度を想定×1回、参加者はDFR、KTC、大学等を想定）。

【成果3に係る事項】

(13) 第一回試験施工結果のモニタリング (活動 3-1)

第一回試験施工にて瀝青表面処理を行った道路区間の経時変化状況をモニターし、良好な結果を得た試験代替案の内容をレビューした上で、技術面、実施体制面等での改善点等を抽出する。なお、経時変化モニタリングはプロジェクト期間中継続する。

(14) ガイドライン案の作成 (活動 3-2、3-3)

(9) コで検討したガイドライン案のアウトラインを適宜修正した上で DFR と合意する (活動 3-2)。これに基づきガイドライン案を作成する (活動 3-3)。

(15) 第二回試験施工の実施 (活動 3-4、3-5、3-6)

ガイドライン (案) の適用性等を検証することを主たる目的として第二回試験施工計画を策定する。同計画に基づきかつガイドライン (案) に従って先方が二回目の試験施工を実施する (活動 3-4)。第一回と同様に経時変化のモニタリングを行い、全体結果を反映させるべくガイドライン (案) を修正する (活動 3-5)。上記各活動を通じた、OJT を実施する (活動 3-6)。ガイドライン (案) の周知を目的としてセミナーを開催する (参加者 50 名程度を想定×1 回)。

【報告書、第三国研修、その他に係る事項】

(15) 第三国研修の実施

プロジェクト期間中に第三国研修を 1 回実施する。研修内容は、LBT による瀝青表面処理工法に係る先行事例の理解を目的としたものとし、10 日 (実活動期間) 以内の研修期間とする。研修対象者は 5 名程度を想定する。経費については別見積りとする。

(16) プロジェクト活動ニュース案の作成

JICA 技術協力プロジェクトホームページに掲載することを目的として、2 ヶ月に 1 回を目途として一般向けのプロジェクト活動紹介記事案及び (デジタル写真等の画像を含む) を作成する。

(17) PDM で指標となっているエンドラインデータの収集

プロジェクト終了時において、PDM 指標データを収集し、ベースラインデータとの比較から、プロジェクト効果の分析レビューを行う。

(18) プロジェクト事業完了報告書の作成

3 年間のプロジェクト全体の活動内容につき、その成果、課題、教訓等を含めプロジェクト事業完了報告書に取りまとめる。プロジェクト終了前に JCC (Joint Coordination Committee 以下「JCC」という) を開催し、同報告書の内容を報告する。

(19) プロジェクト進捗モニタリング

ア Monitoring Sheet によるモニタリング

JICA 所定の Monitoring Sheet の作成を C/P と共同で行いプロジェクトの進捗状況を確認する。案件開始時に実施機関と共に、R/D 署名交換時に合意した PDM、PO からの変更の有無を確認し、それを踏まえ案件着手後 3 ヶ月以内に Monitoring Sheet Ver.1 を作成する。その後は案件開始から 6 ヶ月ごとに、Monitoring Sheet によるモニタリングを行う。

イ 合同調整委員会 (JCC) の開催

JCC を、プロジェクト開始時、中間時、終了時 (および必要に応じ) に開催し、プロジェクトの進捗・課題・予定を関係者間で共有する。なお、JCC の参加者については、R/D で定められたメンバーを原則とするが、それ以外の組織についても事前に確認した上で適宜オブザーバーとして参加召集する。

ウ プロジェクト業務進捗報告書の作成

プロジェクト進捗内容をプロジェクト業務進捗報告書 1 および 2 として取りまとめ、それぞれ案件開始の 12 ヶ月後、24 ヶ月後を目途に提出する。同報告書は、JCC 等で報告するものとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における最終成果品は、プロジェクト事業完了報告書 ((2) の技術協力成果品を含む) とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、C/P 及び関係機関との協議、国内会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
ワークプラン (R/D の Inception Report に相当)	案件着手時	英文：10 部
Monitoring Sheet Ver.1	案件着手後(3 ヶ月以内)	和文：3 部 英文：10 部
Monitoring Sheet	6 ヶ月に一度	和文：3 部 英文：10 部 ※提出毎
プロジェクト業務進捗報告書	案件開始後 12 ヶ月後、24 ヶ月後	和文：3 部 英文：10 部
プロジェクト事業完了報告書案 (技術協力成果品案を含む)		和文：3 部 英文：10 部
プロジェクト事業完了報告書 (技術協力成果品を含む)	2019 年 1 月	和文：5 部 英文：10 部 CD-R：3 枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等はホチキス止めとする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあ

たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア Monitoring Sheet Ver.1 の作成

- ①コンサルタントは、JICA と派遣前の事前打合せを開催し、Monitoring Sheet I & II Ver.0 を共有するとともに、Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) 作成方針について確認し、その結果を踏まえ、Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) を作成する。
- ②案件開始時にコンサルタントは Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) につき先方実施機関と協議し、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更点の有無を確認する。
- ③先方実施機関との協議の結果、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、R/D の変更を要するため、コンサルタントは、R/D および添付の PDM、PO の変更およびその変更を反映した Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) を作成する。プロジェクトレベルで修正可能な項目については必要に応じて修正し、Monitoring Sheet I & II Ver.1 として合意する。
- ④R/D 変更を要する場合は、コンサルタントは、相手国実施機関との協議結果と共に、R/D および添付の PDM、PO の変更 (案)、Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) を提出する。R/D 変更不要の場合は、Monitoring Sheet Summary, I, II Ver.1 を業務主任者名で在外事務所に提出。
注1：プロジェクトの基本計画に関する事項【R/D 本文および PDM 記載項目：案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国側実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制】の変更を要する場合は、R/D の変更を要するため、コンサルタントは、相手国実施機関との協議結果と共に Monitoring Sheet Ver.1 (案) を在外事務所に提出する。JICA はプロジェクトからの報告を受け、R/D 改訂を検討した上で在外事務所に対し署名を指示する。
注2：プロジェクトの基本計画の詳細に関するもの【PO のスケジュール欄に記載の項目：活動スケジュール、投入スケジュール、相手国側 C/P 配置の詳細 (人員交代等)】については、プロジェクトレベルで修正・合意可。(ただし、同変更に伴う契約変更等手続きについては別途の定めによる。)
- ⑤JICA は提出された Monitoring Sheet Summary, I, II Ver.1 内容を確認し、コンサルタントにフィードバック内容を伝達。

イ 定期 Monitoring Sheet の作成

- ①コンサルタントは先方実施機関と共同で Monitoring Sheet Summary, I, II を作成し、業務主任者名で在外事務所に提出。提出頻度は少なくとも6か月に一度とする。
- ②JICA は提出された Monitoring Sheet Summary, I, II の内容を確認し、在外事務所を通じてコンサルタントにフィードバック内容を伝達。

ウ プロジェクト事業完了報告書記載項目 (案)

- I. Basic Information of the Project
 1. Country
 2. Title of the Project

3. Duration of the Project (Planned and Actual)
4. Background (from Record of Discussions(R/D))
5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions(R/D))
6. Implementing Agency

II. Results of the Project

1. Results of the Project
 - 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)
 - 1-2 Input by the Ghanaian side (Planned and Actual)
 - 1-3 Activities (Planned and Actual)
2. Achievements of the Project
 - 2-1 Outputs and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)
 - 2-2 Project Purpose and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)
3. History of PDM Modification
4. Others
 - 4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)
 - 4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)

III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
3. Evaluation on the results of the Project Risk Management
4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal
2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Ghanaian side to achieve Overall Goal
3. Recommendations for the Ghanaian side
4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

(If the Project will be continuously monitored by JICA after the completion of the Project, mention the plan of post-monitoring here.)

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy) (*)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy) (*)

(Remarks: ANNEX 4 and 5 are internal reference only.)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

注) 業務の完了を確認するための成果品として位置付けられるため、特記仕様書

及び業務計画書に記載される業務内容を網羅すること。

上記の Monitoring Sheet 並びにプロジェクト事業完了報告書の作成にあたっては、先方実施機関と協力して本プロジェクト全体について作成するものとするが、報告書の作成及び印刷はコンサルタントが行う。

(2) 技術協力成果品

コンサルタントが直接、もしくは C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、プロジェクト途中段階の資料の提出にあたっては、資料の完成後に直近で提出する Monitoring Sheet に添付して提出する。また、技術協力成果品の最終版は、成果品であるプロジェクト事業完了報告書の一部として提出することとし、一般公開されることを前提としたものとする。

ア 瀝青表面処理工法ガイドライン

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2016年1月上旬に事前準備を開始し、同年2月から2019年1月末まで現地での活動を行い、「プロジェクト事業完了報告書」(案)を作成・提出し、2019年1月下旬までに「プロジェクト事業完了報告書」を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途：46.00M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門性を有する人員の配置を想定するが、コンサルタントは、業務の内容及び業務工程を考慮の上、適切な専門人員の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、JCC等が行われる際には、コンサルタントが現地に従事しておくものとする。

- ア 総括／地方道路整備(2号)
- イ 道路舗装(3号)
- ウ LBTガイドライン・積算
- エ 施工管理
- オ 機材管理
- カ 安全管理／環境配慮
- キ 業務調整／研修企画
- ク 評価モニタリング

3. 対象国の便宜供与

配布資料であるRECORD OF DISCUSSIONSのIII. UNDERTAKINGS OF DFRを参照のこと。

4. 配布資料／貸与資料

(1) 配布資料

- ・ RECORD OF DISCUSSIONS ON THE PROJECT FOR DEVELOPING LABOUR-BASED BITUMINOUS SURFACING TECHNOLOGY IN THE REPUBLIC OF GHANA
- ・ ガーナ国 プロジェクト 詳細計画策定調査報告書(案)
- ・ ガーナ共和国 JICA 国別分析ペーパー(2013年8月)

(2) 参考資料

- ・ 対ガーナ共和国 国別援助方針
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072359.pdf>
- ・ TRL Ltd. (2003) Manual for the labour-based construction of bituminous surfacings on low-volume roads

http://www.transport-links.org/transport_links/filearea/publications/1_816_Labour-Based%20Construction%20Manual.pdf

・ ILO (2013) Ethiopian Roads Authority Bituminous Sealing of Low Volume Roads using Labour Based Methods Training Manual

http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---africa/---ro-addis_ababa/---sro-addis_ababa/documents/publication/wcms_239745.pdf

5. 業務用機材

(1) 業務用機材の調達

コンサルタントが日常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルで提案すること。

(2) 業務用機材の輸出管理

業務用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。

また、同資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ガーナ事務所、在ガーナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

8. その他留意事項

本業務においては、年度を跨る契約 (複数年度契約) を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以 上